

指定統計 第10号 工業調査票 甲



Table with columns for industry types (1-7) and a sub-table for '製造品' (Manufactured Goods) with rows for '区別' (Classification) and '金額' (Amount).

Main form sections 1-12: 1. 事業所名, 2. 事業所所在地, 3. 本社または本店名, 4. 本社または本店所在地, 5. 公称資本金額, 6. 兼営の有無, 7. 経営組織, 8. 従業員数, 9. 月別常用労働者数, 10. 現金給与総額, 11. 原材料, 燃料および電力の使用額, 12. 10と11の合計金額.

13 製造品、原材料および燃料の在庫額ならびに半製品および仕掛品額 (単位千円)
14 有形固定資産の取得額、除却額および減価償却額 (昭和31年1月1日から12月31日まで)

Table for sections 13 and 14: 13 製造品、原材料および燃料の在庫額... 14 有形固定資産の取得額、除却額および減価償却額.

15 主要原材料名 17 製造品の出荷額、在庫額等

Table for section 15: 主要原材料名 (Main Raw Materials).

Table for section 17: 製造品の出荷額、在庫額等 (Manufactured Goods Shipment and Inventory).

Table for section 16: 作業工程 (Manufacturing Processes).

Table for section 17: 製造品の出荷額、在庫額等 (Manufactured Goods Shipment and Inventory).

Table for section 20: 転売品販売価額および仕入価額 (Resale and Purchase Prices).

Table for section 21: 指定品目の自己消費量 (Self-consumption of specified items).

Table for section 18: 18 国内消費税額 (Domestic Consumption Tax).

19 17へから18を差し引いた金額

通商産業省 (Ministry of Commerce and Industry)

Vertical text on the left margin: 1 この調査は、工業統計法に基づき、事業所長等が作成するものである。2 この調査は、工業統計法に基づき、事業所長等が作成するものである。...

工業統計調査について

工業統計調査(指定統計第10号)は、わが国の製造業に関する基本的な統計資料を作成するため、明治42年12月1日より実施されて以来、その統計結果は、工業統計表(工場統計表)として発表され、広く各方面で利用されています。

- 1. 調査の種類は、甲調査、乙調査および丙調査の3種類です。
- 2. 甲調査は、従業員4人以上の事業所(製造、加工または修理を行っている本社または本店を除く。)を対象とするものです。
- 3. 乙調査は、従業員3人以下の事業所(製造、加工または修理を行っている本社または本店を除く。)を対象とするものです。
- 4. 丙調査は、事業所2人以上を経営する企業の本社または本店を対象とするものです。

記入注意

- (1) 調査期間は、昭和31年1月1日から12月31日までとなっている事項については、昭和31年12月の末日にもつとも近い帳簿締切日(会計年度の決算期日)でありませぬ。からさかのぼって1年間(例えば、毎月帳簿締切日が25日の場合は、昭和31年12月26日から昭和31年12月25日まで)の事実について記入してください。
- (2) 調査票には、青インクまたは黒インクを用いてはつきりと記入して下さい。
- (3) 数字は、必ず1, 2, 3 のようなアラビア数字を用いて記入して下さい。
- (4) 金額は、千円未満を四捨五入して記入して下さい。ただし、5銭未満の金額または出資金額は、万円未満を切り捨てて記入して下さい。取当事項のない欄には、必ず0を記入して下さい。
- (5) 17イ品目別製造品出荷額、17イ品目別製造品在庫額、17ハ加工費収入額および21 雑貨品目の自己消費量の記入にあたって、調査票の欄に書きつけないときは、補助紙を用いて下さい。この場合、調査票に「補助紙につき」、「以下別紙」などの字句を記入するとともに、補助紙に、必ず事業所の名を附記して下さい。ただし、補助紙を用いた場合でも、計のあるものについては、補助紙でも、必ず調査票の記された欄に記入して下さい。

調査事項の説明

- 1 事業所名 3 本社または本店名
商号その他帳票上を用いている名称を記入して下さい。定まつた名称のない場合は、事業主の氏名を記入して下さい。
同一工場を2以上の事業所に分割して別々に申告する場合は、それぞれ別々の名称を記入して下さい。
- 2 事業所所在地 4 本社または本店所在地
都道府県名以下番地まで記入して下さい。
- 3 全従業員数または出資金額(会社に限る。)
昭和31年12月31日現在で、登記されている「資本の額」または「出資の額」を、万円未満を切り捨てて万円単位で記入して下さい。
- 4 経営組織
8 組合とは、法人格を持った組合をいいます。したがって、法人格を持たない匿名組合などは、6欄に含めず下さい。
- 5 従業員数
常用労働者であっても、長期欠勤者等で、この月において如何なる給与も算定されなかつた者は、常用労働者に含めないとして下さい。イ常用労働者については、昭和31年2月31日(またはこれにもつとも近い締切日、例えば、(12月25日)現在の在籍者を職員と労働者に区分して記入して下さい。
職員とは、常用労働者のうち、技術的、管理的、専門的および書記的職務に従事する者をいいます。
労働者とは、常用労働者のうち、職員以外のすべての常用労働者をいいます。例えば、製造、加工、組立、修理の作業に従事する者およびこれらの補助作業とみなされる検査、包装、運搬などの作業に従事する者をいいます。
また、守衛、門衛、小使、給仕、掃除夫、司方なども労働者に含めて下さい。
会社または団体の役員であっても、普通一般の労働者が従事する職務を兼ねて、労働者と同じように給与を受けている者は、その従事する職務に従って、職員または労働者に含めて下さい。
職員と労働者の職務を兼ねている者は、その勤務した時間の長短に従って、職員または労働者のいずれかに含めて下さい。
口個人事業主および家族従業員には、個人事業主でも実務にたずさわっていない者および事業主の家族で、手元にある程度のものは、含めないとして下さい。また、個人事業主の家族で常時従事する者が、普通の給料、資金を支給されている場合は、イ常用労働者に含めて下さい。
- 9 月別常用労働者(職員および労働者)数

昭和31年1月から12月までの各月の末日(または、これにもつとも近い給与締切日、例えば毎月25日)現在の常用労働者(記入注意8イ常用労働者の項参照)数を記入して下さい。計に於いて、本項の12月末日の数は、8従業員数の職員と労働者の計に一致しなければなりません。

- 10 現金給与総額
現金給与総額には、所得税、保険料、組合費等を差し引かぬ前の、いわゆる税引前の金額を記入して下さい。
イのうちまづて支給する給与とは、労働契約、団体協約あるいは事業所の給与規程によつて、あらかじめ定められている給与と条件、算定方法によつて算定された基本給(月給、日給、時間給等)および諸手当(家族手当、年令給、勤続給、地域給、能率給、積立手当、職務手当、特殊作業手当、超過勤務手当、物価手当、通勤手当、給付手当、休業手当等)をいいます。これらについては、実際に支払われた金額および支払うべき金額(昭和31年1年間分)として算定された金額を記入して下さい。

また、特別に支払われた給与とは、一時的、突発的経路に基いてまづて支給する給与のほかに支払われた突發賞金、延年賞金、期末賞金、結婚手当等をい、これらについては、昭和31年1年間に実際に支払われた金額を記入して下さい。
ロその他の給与総額には、常用労働者に含まれない臨時および日雇の労働者に対するすべての現金給与と常用労働者に対するイ以外のすべての現金給与(退職金、解雇予告手当、退費賞金)を、昭和31年1年間に実際に支払われた金額によつて記入して下さい。

- 11 原材料、燃費および電力の使用額ならびに委託生産費
(1) 原材料使用額および燃料使用額とは、この事業所が他から購入した原材料および燃料の昭和31年1年間の使用量を記入して下さい。同一企業に属する他の事業所から受け入れたものおよび農産物、林業、水産物、鉱業などの原始産業活動によつて自家取得したものを使用する場合、見積りによつて含めて下さい。したがって、他の企業から支給されたもの(例えば、製糖工場が糖結物を製糖し、これに対して加工賃を受け取った場合の糖結物)の使用量は含めないとして下さい。

(2) また、購入原材料を使用して、ある中間製品を(例へば、原棉を織物をさらに製造、加工のために使用した場合)として、原棉を購入して織物を作り、これを織物用に使用した場合、あるいは、購入した織物を下請工場に支給して織物を製織させ、その織物を縫製して衣類を作った場合などは、はじめの原材料(この場合は原棉あるいは織糸)の価額だけを原材料使用額に含め、後の中間製品(この場合は織糸あるいは織物)の使用額は含めないとして下さい。なお、この中間製品は21 雑貨品目の自己消費量に記入して下さい。

- (3) 原材料使用額には、燃料以外のすべての製造、加工用の原材料を含めて下さい。工場構内用の材料、前掲品目(1)の工具、機具、備品、積換油の小修理に用いた材料、耐用年数1年未満の工具、器具および備品、積換油の消耗品および事務用の消耗品などが含まれます。また、この事業所の建物の新築、増築、修繕には設備の新設、拡張などのために使用された原材料のうち、固定資産勘定に計上すべきものは、これに含めないとして下さい。

(4) 燃料、燃料として使用される物質等、原材料として使用された場合(例へば、コークス製造用の石灰、ゴム溶剤に用いられた石油など)は、燃料使用額に含めず、イ原材料使用額に含めて下さい。

- (5) 同一企業に属する2以上の工場に設置している自家火力発電所の使用した石灰、石油等は、昭和31年1年間に製造品出荷額のもつとも多かつた事業所を一括してロ燃料使用額に含めて下さい。
- (6) ハ電力使用額(灯用を含む)には、従来別購入電力と定期購の電力をあわせて使用した場合は、キロワット時単位には従来別購入の使用キロワット時のみを、金額単位には、これに対する電力料金と定期購の電力料金との合計金額を記入して下さい。同一企業に属する2以上の工場に設置している自家発電所が、他に余剰電力を販売した場合は、その販売電力は、昭和31年1年間に製造品出荷額のもつとも多い事業所において17イ品目別製造品出荷額に記入して下さい。

(7) 委託生産費には、昭和31年1年間に、原材料を他の企業の工場などに支給して、販売用の製品や部品の製造を委託した場合、あるいは、自工場の中間製品と対する加工、処理などの仕事を他の企業の工場などに委託した場合、これらに対して支払った加工賃および支払うべき加工費の金額を記入して下さい。
原材料を支給しないに他は依頼して製造した、いわゆる注文製造品の価額をこの中に含めるとはなりません。

- 12 製造品、原材料および燃料の在庫額ならびに半製品および仕掛品目
(1) この事業所の所有に属する製造品(副産物を含む。)、原材料および燃料の在庫額ならびに半製品および仕掛品額を、それぞれ帳簿締切日によつて記入して下さい。帳簿価額により記し、それぞれ年初および年末の見積り値によつて記入して下さい。

- (2) 下請加工のために他から支給された原材料および下請加工した製造品の在庫は含めないとして下さい。
- 14 有形固定資産の取得額、除却額および減価償却額
取 得 額
(1) 購入または同一企業に属する他の事業所からの受入れあるいは建設(仮定期からの譲渡)は、その資産の取得の際の帳簿価額あるいは原価の際の評価額を、その資産が新調のものか中古のものかによって区分して記入して下さい。
この事業所が使用するのために、外国から直接に輸入したものの(貿易業者等を通じて輸入したものを含む)は、中古のものでも新規のものともみなして下さい。
- (2) 建設または自家製作は、その資産の取得の際の評価額によつて記入して下さい。
- (3) 増設、改修、増設等によつて既存の資産の帳簿価額が増加した場合は、その増加額を記入して下さい。
- 除 却 額
同一事業所による固定資産の帳簿価額の増加は、記入しないで下さい。
- (4) 帳簿価額により記し、購入価額または見積り値によつて記入して下さい。

- (5) 除却
(1) 撤去、売却、同一企業に属する他の事業所への引渡または貸付によつて、その資産が帳簿から除却された場合は、その除却の際の帳簿価額(取得額から減価償却の累計額を差し引いた現在価額)を、また、災害等による毀滅的損失に準じてその資産の帳簿価額が減少した場合は、その減少額を記入して下さい。
- (2) 帳簿価額により記し、見積り値によつて記入して下さい。

- (6) 減価償却額
昭和31年1年間に、この事業所の有形固定資産の減価償却費として計上された金額、すなわち、直接法による場合には、有形固定資産取得時より控除された金額を、また、間接法による場合には、減価償却費引当金に加えられる金額を記入して下さい。

- イ 建物および構築物
(1) 建物には、工場および事務所の外、住宅その他の経営附属物(附外のものを含む。)ならびにエレベーター、暖房、照明、通風等の附属設備を含みます。
- (2) 構築物には、土庫、構架、土庫、軌道、貯水池、坑道、煙突、その他土地に定着する土木設備または工作物ならびに船渠、築港等の整地(減価償却の対象となるものに限る。)を含みます。附外のものも含みます。
- ロ 機械および装置
(1) 原動機類、製造加工用の機械および装置などのほか、コンベヤ、ホスト、起重機(船舶に附属するものを除く。)等の搬送装置、その他の附属設備も含めて下さい。
- (2) 炉竈、煙灰瓦、分溜塔等物理または化学的变化を加える固定設備を含めて下さい。
- ハ 船舶、車輦、運搬具および耐用年数1年以上の工具、器具、備品

- (1) 船舶および水上運搬具ならびに鉄道車輛、自動車、その他陸上運搬具(牽引用馬および牛を含む。)を含めて下さい。
- (2) 工具、器具、備品等は耐用年数1年以上で1万円以上のものに限り、す。

- ニ 土地
土地には、工場および事務所の敷地のほか、住宅敷地、運動場、農園等の経営附属土地(附外のものを含む。)を含めて下さい。

- 15 主要原料新名
この中には、例へば、綿花を購入して綿糸を作り、この綿糸から織物を作る場合は、最初購入した綿花を記入するものであって、綿糸を記入してはなりません。また、他の工場で作られた織機用織物を購入または支給され、これに後加工して織物の製造を行う場合は、この織機用織物を記入することになります。
- 16 作業工程
17 製造品の出荷額、在庫額
17 製造品の出荷額、在庫額
イ 品目別製造品出荷額
(1) 昭和31年1年間にこの事業所から出荷された製造品(副産物ならびにこの事業所の中間製品とみられるもので出荷されたものを含む。)を品目別に記入して下さい。同一企業に属する他の事業所への引渡しは、帳簿価額により記し、それぞれ年初および年末の見積り値によつて記入して下さい。委託販売に出したものは、12月31日までに販売済となつてい

ないものも含めて下さい。ただし、昭和30年内に出荷したもので昭和31年に入って返品されたものは差し引いて下さい。
なお、製造品を自家使用(21の(2)参照)した場合も出荷額に含めて下さい。

- (2) 価額は、内国消費税を課せられたものは、その税額を含めた工場出荷価額とし、また、割引、値引されたものは、その分を差し引いた販売実面によつて記入して下さい。出荷済でも販売実面の未定のものおよび同一企業に属する他の事業所へ引渡ししたのものについては、見積り値によつて記入して下さい。

- ロ 品目別製造品在庫額
(1) この事業所の所有に属する製造品(副産物を含む。)の昭和31年末現在の在庫額の品目別内訳およびその合計を帳簿価額によつて記入して下さい。帳簿価額により記し、見積り値によつて記入して下さい。

- (2) 半製品および仕掛品の各勘定に属するものおよび販売用の商品品目別製造品出荷額と17ロ品目別製造品在庫額の記入方法について
(1) 出荷した製造品を、工業統計調査用商品分類の製造品分類表によつて区別し、その分類表の1品目ごとに1行を用いて、分類表に掲げられた名称と製造品名欄に、その番号(6桁の数字)を番号欄に記入し、かつ、分類表の当該品目欄に数量単位を指定している場合に限り、その指定数量を数量単位欄に記入し、数量欄には、この単位による出荷数量を、価額欄にはその価額を記入して下さい。

(2) 製造品分類表に、該当する分類品目も、例示も見当たらない製造品、または、掲げられていない分類品目または例示に該当するかどうかまたは、製造品については、上記分類表の名称、番号によつて記入することなく、取引上用いられている商品名によつて、製造品の品目ごとに別行を用いて記入して下さい。この場合には、このような製造品の性質、用途に関する説明を備考欄に附記して下さい。

(3) 製造品分類表の指定単位より異なる場合は、取引上使用している単位によつて記入しても、必ず単位を記入し、かつ、その単位が、段と、箱と、袋と、個と、というように異なる場合は、この単位を指定単位に換算するよう説明を、例へば、「1個何枚」、「1箱何個入」のように附記して下さい。

- (4) 新聞社および出版社の広告料収入は、イ品目別製造品出荷額に記入して下さい。

- ハ 加工費収入額
(1) この調査において、加工というものは、他から支給された主要原料によつて製造し、あるいは、他の所有に属する製品、半製品を加工して製造し、これにより加工賃を受け取る場合に限ります。したがって、普通に入原料と原料に加工する事業所でも、自己の所有に属する原材料や製品に加工する場合は、この事業所の製造品となります。これらは、イ品目別製造品出荷額に記入して下さい。

(2) 加工費収入額には、同じ品目について数量別の製造業者から支給された原料料による分と、その他業者等から支給された原料料による分の両方が記入された場合でも、その両方からの加工費収入額を合算して1行に記入して下さい。

- ニ 修理料収入額
船舶の修理、航空機および航空機用原動機オーバーホールについては、工業統計調査用商品分類の製造品分類表または加工品分類表の区分に従って、修理用の原材料の場合は、イ品目別製造品出荷額に、修理料の支給を受けた場合は、ハ加工費収入額に記入することにより区分して記入して下さい。

- ホ 製造工程から出たすおおよび廃物の出荷額
(1) 製造工程から出たすおまたは廃物でないもの、例へば、古機、機具等の売却代金は含めないとして下さい。
- (2) すおまたは廃物とみられるものでも、例へば、紡績の古機、製糖用圧搾機のスクロール等、工業統計調査用製造品分類表に掲げられている品目については、イ品目別製造品出荷額に記入して下さい。

- 20 販売品販売価額および販売価額
販売品販売価額は、工場出荷販売実面によつて、ロ仕入価額は、運賃諸掛の購入実面によつて記入して下さい。

- 21 雑貨品目の自己消費量
(1) 自己消費品とは、例へば、工場が購入した原棉を綿糸を紡績し、この綿糸を原料として、自工場でさらに織物を製織し、織物として出荷する場合の綿糸を自己消費品と見なします。また、製織加工に出した織物の綿糸を自己消費品に含めて下さい。

(2) また、自工場内で製織した織物を現物給与として従業員に支給したもので、また、自己製作機械設備をその工場内に掲げた場合のように、その製造品をその工場で最終的に使用した、いわゆる自家使用品である、これらについて自己消費品ではありませんから注意して下さい。